

京都市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成29年6月30日

京都市監査委員 津田大三
同 中野洋一
同 鶴谷隆
同 光田周史

1 氏名及び住所

氏名	住所
有田耕介	京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町466番地 ジオグランデ御所西304
北條慶子	大阪市城東区新喜多1丁目2番7-2910号

2 事務を補助できる期間

平成29年6月30日から平成30年3月31日まで

(監査事務局)